

規則第9条の2 3及び第11条各号に掲げる体制の確保状況

① 専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況	有(2名)・無
② 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	有(1名)・無
③ 医療に係る安全管理を行う部門の配置状況	有・無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属職員： 専任(2)名 兼任(10)名 ・ 活動の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事故防止委員会の運営に関する事。 ・ 医療事故防止対策の立案に関する事。 ・ 医療事故・ニアミス報告の分析に関する事。 ・ リスクマネジャーとの連絡調整に関する事。 ・ 安全管理に関する教育・研修の企画運営に関する事。 ・ その他医療事故の防止・医療の安全性の向上に関する事。 	
④ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況	有・無
⑤ 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	有・無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理に関する基本的な考え方 ・ 安全管理の体制確保のための委員会の組織規約 ・ 医療事故発生時の対応方法 ・ 各部門ごとの安全管理マニュアル ・ 患者からの相談への対応に関する基本方針 	
⑥ 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	年 12 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事故の防止及びその対策に関する事。 ・ 医療事故防止マニュアルの作成に関する事。 ・ 医療事故防止の教育・研修に関する事。 ・ その他医療事故の防止に関する事。 	
⑦ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 3 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ ロールプレイで学ぶ医療安全とコミュニケーション ・ 医療訴訟の現状と事故発生後のあるべき対応 ・ あなたは知っていますか？－日本の新しい心肺蘇生法－ 	
⑧ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関内における事故報告等の整備 (有)・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> マニュアル整備, インシデントレポートシステム, リスクマネジャー配置, 医療事故等調査委員会, 院内研修, 院内相互チェック実施 	